

町営住宅入居申し込みのお知らせ

当町の町営住宅は、稲取地区に3棟66室、熱川地区に2棟32室あります。

町営住宅は、公営住宅法に基づいて建てられた公営住宅であり、その入居条件や家賃は国の公営住宅法や町の管理条例、管理規則で決められています。

■申し込み資格 ～次の1～5の条件を全て備えていることが必要です～

1 現に同居し又は、同居しようとする親族があること。ただし、離婚調停中などの特別の理由がなく夫婦が別居したり、世帯員以外の方を同居させるなどの不自然な世帯の申し込みはできません。

※婚姻の届出はしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方は、同居親族に含みます。

※ただし、次の①～⑨の条件に該当する場合は、単身でも入居できます。

- ①高齢者60歳以上（昭和35年4月1日以前に出生） ②身体障害者（1～4級）
 ③精神障害者（1～3級）、知的障害者（精神障害者の障害の程度と同様） ④生活保護を受けている方
 ⑤戦傷病者（特別項症から第6項症、第1款症） ⑥原子爆弾被爆認定者
 ⑦海外からの引揚者（引揚げ5年未満） ⑧ハンセン病療養入所者等 ⑨DV被害者

2 申込者及び同居しようとする親族の収入合計金額が基準額以内であること。

| | |
|--|---------------|
| 一般の世帯 | 月 158,000円 以下 |
| 高齢者世帯、障害のある方、 小学校就学前の子どもがいる世帯（裁量階層） | 月 214,000円 以下 |

3 自宅を所有していないこと。（現に住宅に困窮していることが明らかの方）

4 入居者と同程度の収入がある連帯保証人（1人）のある方。

※町営住宅入居希望者には、住所要件（町内居住者又は町内勤務者）はありません。



熱川町営住宅

■募集の方法 ～入居の申し込みは随時受け付けています～

申込みの件数が、空室の戸数を超える場合には、入居の順番を決める抽選会を行います。

また、空室が発生した場合は、抽選会で決まった順番で入居していきませんが、部屋の場所や階数を選ぶことはできません。

■町営住宅の入居申請

住民福祉課に「借受申込書」がありますので、必要事項を記入のうえ、申請してください。

■家賃

令和元年度家賃月額

| | | | |
|--------|-----------------|--------|----------------|
| 熱川町営住宅 | 11,800円～23,300円 | 稲取町営住宅 | 8,000円～16,000円 |
|--------|-----------------|--------|----------------|

○家賃は、入居者全員の収入の合計金額で計算されます。

○収入が基準額以上ある場合は、町営住宅に入居できません。

○法律の改正等によって、家賃の金額や計算方法が変わる可能性があります。



稲取町営住宅

■その他

申込者（その同居者または同居しようとする親族を含む）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう）でないこと。入居後に暴力団員であることが判明した場合には、明渡請求事由に該当することとなります。

また、ペットの飼育は禁止となっております。

問合せ先 住民福祉課 地域係 ☎95-6203

住所変更・証明書発行に 必要なものは？

転入・転出等の住所変更手続きはお早めに！

届出は「役場本庁または熱川支所」で受け付けています

| 届出の種類 | 届出に必要なもの |
|--|--|
| 転入届（町外から引っ越してきたとき） ※転入した日以降14日以内に届出をお願いします。 | <ul style="list-style-type: none"> ・転出証明書（転入前市区町村発行のもの） ・届出人の印鑑（認印） ・住民基本台帳カード（登録者のみ） ・マイナンバー通知カードまたはマイナンバーカード |
| 転出届（町外へ引っ越すとき） ※転出する日の14日前から届出ができます。 | <ul style="list-style-type: none"> ・届出人の印鑑（認印） ・印鑑登録証（登録者のみ） ・国民健康保険証（加入者のみ） ・介護保険証（該当者のみ） ・各種医療費受給者証（該当者のみ） ・マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード（登録者のみ） |
| 転居届（町内で住所を変更したとき） ※住所を異動した日以降14日以内に届出をお願いします。 | <ul style="list-style-type: none"> ・届出人の印鑑（認印） ・国民健康保険証（加入者のみ） ・各種医療費受給者証（該当者のみ） ・住民基本台帳カード（登録者のみ） ・マイナンバー通知カードまたはマイナンバーカード |

☑ 本人確認書類をお忘れなく！

住所変更や各種証明書申請等、窓口で手続きをする際は、虚偽の届出・申請を防止するため「本人確認書類」をご提示いただきます。来庁時に忘れずにお持ちください。

本人確認書類とは？

◆官公署発行の顔写真付きのものは1点

マイナンバーカード、運転免許証、住民基本台帳カード、パスポート、運転経歴証明書など

◆官公署発行でないもの、顔写真のないものは2点以上必要

国民健康保険証、健康保険証、介護保険証、年金手帳、年金証書、学生証、生徒手帳など

☑ 戸籍証明は本籍地にて！

戸籍に関する証明書、身分証明書等は本籍地の市区町村で発行されます。お住まいの地域から離れている場合には、本籍地宛てに郵便にて請求することもできます。住所地では発行できませんのでご注意ください。

※郵便請求の方法については、町のホームページをご覧ください。担当課にお問い合わせください。

☑ 委任状が必要となる場合があります！

本人が窓口に来ることができず、代理人が次の書類を届出・申請する場合は「委任状」が必要になります。

※委任状は、町のホームページに「代理人選任届」として掲載していますので、ご利用ください。

◆住所変更届、住民票、諸証明（記載事項証明・現況届）

※代理人が同一世帯でない場合は、委任状が必要です。

◆戸籍、原戸籍、除籍謄本、戸籍の附票、その他戸籍に関する諸証明

※代理人が配偶者または直系血族でない場合は、委任状が必要です。

◆身分証明書、印鑑証明書

※本人以外は、委任状が必要です。

印鑑証明書の交付には、登録証（エンジ色）の提示が必要です。本人以外の方が代理で窓口に来られる場合には、登録証と合わせて、登録印を押印した委任状が必要になります。



問合せ先 住民福祉課 窓口係 ☎95-6203